

論点整理(素案)

<目次>

【はじめに】

1. 基本認識

- (1) 国立文化施設等の使命
- (2) 国立文化施設等の基本的特性

2. 独立行政法人制度について

- (1) これまでの経緯
- (2) 独立行政法人制度への移行後の改善点及び問題点
 - ア 改善点
 - イ 問題点

3. 見直しの方向

- (1) 基本的考え方
- (2) 法人の目標設定及び評価
 - ア 目標の内容・期間
 - イ 目標の設定と評価の内容・手続
 - ウ 評価結果の取扱い
- (3) 法人の予算措置・財源確保
 - ア 継続的な業務運営を確保するための予算措置の在り方
 - イ 自己収入増に向けたインセンティブが働く仕組み
- (4) 収蔵品等の充実に向けた取組
 - ア 収蔵品等の充実
 - イ 目的積立金制度の改善、基金の設定等
- (5) 法人のガバナンス、国の関与
- (6) 組織体制、人員配置の在り方

4. 見直しに当たって留意すべき事項

- (1) 収蔵品等の取扱い
- (2) 寄附税制の充実
- (3) 博物館法の取扱い
- (4) 日本芸術文化振興会に関する個別事項
- (5) その他

【おわりに】

論点整理(素案)

【はじめに】

- 本検討会では、本年9月の第1回会合以来、〇回にわたって、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会及び国立科学博物館(以下「国立文化施設等」という。)について、独立行政法人制度移行後の課題、事業仕分けにおける指摘、関係各方面で行われている議論等を踏まえつつ、今後の望ましい運営の在り方について検討を行っている。

1. 基本認識

(1) 国立文化施設等の使命

- 国立文化施設等は、我が国にとって貴重な有形・無形の文化的資産や社会の生み出す様々な文化に関する価値、人々を取り巻く自然を、国民共有の財産として、過去から現在、そして未来へと保存、蓄積、継承、発信するための我が国の中核的拠点(ナショナルセンター)である。このような国立文化施設等の持ついわば「次世代への継承」という役割は、他の機関ではなし得ない重要な使命である。
- これを踏まえれば、国立文化施設等は、大英博物館、ルーブル美術館やスミソニアン機構、中国国家大劇院等の諸外国の施設と同様に、「国民のアイデンティティ」「国の誇り」を体現する機関であり、全国の博物館、美術館、劇場等の中核的拠点(ナショナルセンター)としてそれらの振興に寄与するとともに、文化芸術分野等における国際貢献、我が国の国際社会における存在感の向上に向けて、今後一層積極的な役割を果たしていくことが望まれる。
- 我が国には、世界に誇るべき多彩で優れた、そして厚みのある有形・無形の文化芸術が存在し、自然との調和を図りつつ、我が国固有の文化と外国の文化とが融合するなど、各地域で多様な形で独自の発展を遂げてきた。そもそも文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、人々の活力や創造力の源泉となるものである。それと同時に、現代社会の様々な課題解決のために近年ますますその重要性が高まっており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業、地域活性化等幅広い分野への波及力を持つものである。
- 国立文化施設(国立美術館、国立文化財機構及び日本芸術文化振興会をいう。以下同じ。)は、こうした文化芸術の振興に関する国の政策の中核を担い、国民が文化芸術を享受、共有するための重要な機関であり、その機能を一層充実強化することが極めて重要かつ必要不可欠である。また、国立科学博物館は、我が国唯一の国立の総合的な科学博物館であり、人々が自然や科学技術に関する認識を深め、人間と自然、科学技術の望ましい関係について考える上で不可欠な科学リテラシーの涵養に関する拠点として大変重要である。
- こうした観点から、近年、東アジア諸国では、国の施策として、国立文化施設等が急速に整備され、自国の文化発信に多くの資源が投入されつつあるが、一方、現在の我が国の文化関連

予算について見ると、諸外国に比して貧弱であると言わざるを得ない。特に国立文化施設等は、後述するとおり、独立行政法人への移行後、他の全ての独立行政法人と同様に一般管理費、業務経費や人員の削減が一律に課せられている。こうした現状は、法人の使命の達成や「国の誇り」としての機能の発揮はおろか、法人としての存立基盤すら危機にさらされていると言っても過言ではない。

- 本検討会としては、まず出発点として、仮にこうした事態がこのまま続けば、我が国の文化破壊につながりかねないという危機感を強く表明する。そして、今こそ、国立文化施設等が国民一人一人にとって大切なものであることを再認識するとともに、国に対しては「国家百年の計」をもって文化政策の舵を取り、国立文化施設等の機能の充実強化とそれに必要な予算の拡充を図るべきことを強く訴えたい。同時にこれらを指定管理者制度の導入等により疲弊する公立文化施設等に対するメッセージとしても位置付けたい。

(2) 国立文化施設等の基本的特性

- 国立文化施設等の事業内容はそれぞれ異なるものの、概ね共通して見られる特性として、次のようなものが考えられる。国立文化施設等の今後の望ましい運営の在り方について検討するに当たっては、こうした基本的特性を十分に踏まえる必要がある。
 - ① 文化や人類が営々と編み出してきた科学技術の継承と発展を使命として、有形・無形の国民共有の財産を収集・公開する機関であり、その在り方がいわば「国の顔」として我が国を印象付けることとなること。
 - ② 広く国民一人一人に対して直接に良質のサービスを提供する機関であること。
 - ③ 国の文化政策等の下、基礎的・先端的研究や国際協力の実施など、内外への文化発信と次世代への継承の役割を担うとともに、国内の各文化施設、研究機関等に対する牽引的な役割(ナショナルセンター機能)を果たし、その在り方が国内の各文化施設、研究機関等の在り方や国民が享受するサービス水準を左右すること。
 - ④ 展示公開や公演等を通じて入場料収入等が見込めるが、その公的性格から入場料等の設定に限度があり、自己収入のみによる独立採算はそもそも不可能であって、公的な財政支援を受けることが不可欠であること。その際、企画準備を数年前から開始する必要があるものの自己収入が展示・公演時の人気に大きく左右されるとともに、美術作品等の購入等不測の支出にも敏速に対応する必要があり、機動的な財務運営が求められること。
 - ⑤ 「文化に関する価値」そのものを扱うため、事業運営に当たって自立性が求められること。
 - ⑥ 主たる事業である収藏品等の収集・保管、展示・公演の企画・制作、調査研究、専門的職員の育成等は、中長期にわたり継続的かつ安定的に行われなければ遂行することが困難であること。
 - ⑦ 展示・公演には、高度に専門的な収藏品等の収集・保管、展示・公演の企画・制作、調査研究等が求められるため、十分な数の専門的人材を職員として保有、育成することが必要であること。

2. 独立行政法人制度について

(1) これまでの経緯

- 我が国の文化芸術については、平成13年12月の文化芸術振興基本法施行以降、同法及び文化芸術の振興に関する基本的な方針(基本方針)に基づき各般の振興方策が講じられてきた。平成19年2月には、「第2次基本方針」が策定され、「文化芸術立国」を目指すことが謳われ、国立文化施設はその中核を占める機関として重要な役割を担ってきた。

また、国立科学博物館は、自然史・科学技術史に関する中核的研究機関、主導的な博物館としての役割を担ってきた。

- 一方で、国の行政改革の一環として、平成13年4月から独立行政法人制度が導入され、制度導入に合わせて、国立美術館、国立文化財機構及び国立科学博物館が国の機関から、平成15年10月には日本芸術文化振興会が特殊法人から、それぞれ独立行政法人に移行した。
- 4法人のうち3法人について独立行政法人への移行から間もなく10年が経過しようとしているが、この間、(2)に述べるとおり、様々な改善点が見られる一方、多くの問題点も浮彫りとなってきている。
- こうした中、政府の行政刷新会議は、平成21年11月から、国の行う各事業について税金がどう使われ、その効果がどの程度あるのかを検討し、事業の必要性などを判定する「事業仕分け」を実施している。

平成22年4月に行われた「事業仕分け第2弾」では、国立美術館及び国立文化財機構に関し、機動的な美術作品購入等が可能となる仕組み等、「適切な制度の在り方を検討するとともに、民間からの寄附、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図る」べきであるとの評価結果が示された。国立科学博物館に関しても、資料収集・保管(特にYS-11の所蔵保管)に関し、「自己収入の拡大や民間からの協賛・寄附の募集を積極的に行う」べきであるとの評価結果が示された。

これを受け、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年11月26日行政刷新会議決定)では、国立文化施設等4法人について「国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する(平成22年度から実施)」こととされた。

(2) 独立行政法人制度への移行後の改善点及び問題点

ア 改善点

独立行政法人制度の導入を機会に、各国立文化施設等が事業を実施する上で、業務運営の柔軟化・弾力化、法人の長によるトップマネジメントの導入による組織改革の促進、業務運営の透明化等、法人運営について改善された点は少なくなく、こうした点は評価されるものである。

- 経営者の裁量権と責任による自立的運営の中で、独立行政法人の基本的な業務運営に必要な経費として支弁される運営費交付金による柔軟な使途と執行が可能になった。
- 第三者からの評価が入るようになった結果、法人としての経営の視点が明確になり、利用者の視点、「お客様」という意識が生じた結果、利用者目線の取組や利用者サービスの向上、組織の活性化など、多くの改善につながった。

- 国内外の文化施設等に対する「ナショナルセンター」としての意識が向上した。
- 「財務諸表」を通じて財政状況が公開され、法人の「説明責任」が法的に位置付けられた。
- 法人として中期計画を作成するようになり、法人として進むべき明確な方向性を全職員が共有するようになった。
- 業務の効率化、経費削減等に一定の効果があつた。

イ 問題点

組織の在り方、評価制度、予算措置などの法人制度の根幹に関わる部分を含めて、どちらかと言えば定型的な業務を効率的、効果的に行わせること等に主眼を置いた独立行政法人制度を適用することは、各国立文化施設等の機能強化を図る上で適切ではなく、その結果、各法人は極めて厳しい運営を強いられていると言わざるを得ない。具体的には、主な例だけでも以下のような問題点が指摘できる。

- 中期目標の期間が終了するたびに業務継続の必要性自体を問われ、サービスの在り方や水準の向上について十分かつ適切に評価されない。
- 事業の短期的な「効率化」に追われ、我が国の文化の継承と発展という長期的な視点が疎かにされている。具体的には、支出削減が最大の目的であり、様々な性格を持つ法人が「独立行政法人」として一括りにされ、国の文化政策等の一翼を担う国立文化施設等の特性、独自性を考慮しないまま、行政改革の一環として効率性が求められ、毎年度人件費の1%、一般管理費の3%、業務経費の1%が削減されている。このような一律削減に加え、臨時に削減が付加されることもあり、運営費交付金の削減は限界に達している。その結果、主たる事業である収蔵品等の収集・保管、展示・公演の企画・制作、調査研究、専門的職員の育成等の中長期にわたって継続的に行うことが困難になりつつある。
- 目的積立金制度が有効に運用されず、法人が努力して利益を上げてほとんど活用することができない。その結果、市場に現れた優れた美術作品等の購入など機動的な財務運営が困難となっている。
- 評価の事務量が膨大で評価する側、される側にいわゆる「評価疲れ」が生じている。数量と数字による評価が主体で、企画の内容・意義に関する評価基準のないまま一律横並び評価となっており、国民が享受するサービス水準が適切に評価されない。苦勞して評価しても、その結果が業務運営に適切に生かされず、国民の利益につながらない。
- 行き過ぎた効率化により、国立文化施設等のミッションの達成自体が危うくなっている。効率化、収益の拡大等に比重がかかり過ぎる結果、本来の事業や運営がミッションに基づいたものから、評価を得やすいものに陥りつつある。
- なお、独立行政法人制度に由来するものではないが、特別展は開催経費の大半をマスコミが負担し、関係法人がリスクを負わずに入場料収入の一部を会場費のような形で一律に取る仕組みであるが、この仕組みは経済状況から今後難しくなることが考えられ、国民の鑑賞機会の確保・充実の観点からその見直しが求められる。

3. 見直しの方向

(1) 基本的考え方

- 政府の行政刷新会議は、独立行政法人の抜本改革の第1段階として、去る11月26日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を決定し、今後、第2段階として「独立行政法人の制度・組織の見直しの検討」を進めることとしている。
- こうした政府全体の独立行政法人改革の動向を十分踏まえつつ、国立文化施設等のより望ましい運営の在り方について検討する必要がある。

検討の進め方については、2. (2)イに述べたとおり、国立文化施設等は現行独立行政法人制度の下で多くの制度的課題を抱えており、同制度内の運用改善のみでは限界があるものと考えられる。このため、当面、同制度の運用改善により対処できる課題について着実に運用改善に向けた働き掛けを進めつつ、同制度とは異なる新たな法人制度の創設も視野に入れて検討を深めるべきである。

なお、新たな法人制度の検討に当たっては、1. (2)に述べたような国立文化施設等の基本的特性に配慮しつつ、現在の国立大学法人制度や別途進められている国立研究開発機関(仮称)制度に関する検討状況も十分参考とする必要がある。

- 1. (2)①～⑦で示した各法人に概ね共通して見られる基本的特性のうち、特に⑤「文化に関する価値」を取扱う点は、他の独立行政法人には見られない特筆すべき要素であると考えられる。即ち、文化に関する価値には、時代、地域、分野又は有形・無形を問わず、実に多様な表現やその成果物が含まれ、その多様性を尊重することなしには文化の発展はあり得ない。それはまた「表現の自由」(憲法第21条)の尊重とも関わっている。

しかし、多様な文化に関する価値を維持発展させるためには、少なくともその牽引車となるべき国立文化施設等における自由かつ十分な調査研究や企画・制作を保障する人的・物的な環境が確保されなければならない。同時に施設運営における自主性や主体性の発揮が最大限尊重されなければならない。それでこそ、国民の心を豊かにし世界に誇れる水準の収藏品等の収集・保管、展示・公演や教育普及活動、さらには新たな文化の創造が可能となる。

したがって、トップダウン方式でその振興を図ろうとする国立研究開発機関(仮称)制度(検討中)のアプローチとは明らかに異なるが、一方で、学問の自由や大学の自治という特性から独立行政法人制度とは別の制度が現に認められている国立大学法人と類似する側面を有しているということができる。

- 検討対象法人の捉え方については、各法人ごとの性格や事業内容等の相違はある程度あるものの、「国の顔」として有形・無形の国民共有の財産を収集・公開する機関として包括的に捉えることができることから、国立文化施設等4法人を広く対象として検討する。その際、自然史・科学技術史その他自然科学に関する中核的研究機関としての性格を有する国立科学博物館、芸術家による伝統芸能や現代舞台芸術の公演等を主として行う日本芸術文化振興会の取扱いについては、個別の事情を十分考慮する必要がある。

(2) 法人の目標設定及び評価

ア 目標の内容・期間

- 現行の独立行政法人制度においては、中期目標に定めるべき事項として「業務運営の効率化に関する事項」や「財務内容の改善に関する事項」などの事項が掲げられているが、これらは、どちらかといえば、定型的な業務をいかに効率化させるかという観点からくるものであり、多様な文化に関する価値を取扱い、国民に対して直接サービスを提供する国立文化施設等に対して設定する第一義的な目標としては、必ずしもふさわしくないと考えられる。
- このため、より適切な目標を設定して適切な評価を行い、国民に対するサービスを一層向上させることができるよう、国立文化施設等の基本的特性を十分に踏まえ、法人の目標として、例えば展示・公演・研究等の中核的事業の質向上、専門的人材の育成、ナショナルセンターとしての役割の達成や公私立文化施設等との連携・協力、各分野における国際交流・協力等に関する事項を定めることを検討すべきである。
- 国立文化施設等の展示・公演には、裏付けとなる長期にわたる収集・保管、企画・制作、調査研究等が不可欠であることから、現在5年とされている法人の目標期間をより長期化することが考えられる。例えば目標期間をやや長期化した上で、一定期間経過時点で期間評価を行い、評価結果を十分に次期目標に反映できるようにすることが考えられる。

イ 目標の設定と評価の内容・手続

- 法人の目標を文部科学大臣が指示し、それに基づいて法人が業務を行うこと、法人の業務の実施状況を適切に評価すること自体は優れた仕組みであり、基本的な考え方は今後とも維持されるべきである。
- その上で、目標設定から評価に至る手続について、適切な評価を行うことができるよう、次のようなサイクルとすることが考えられる。
 - ①各法人から中期目標について評価方法や評価指標を含めて意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、文部科学省の設置する第三者の専門的評価機関の意見も聴いた上で、文部科学大臣が策定・指示する。
 - ②各法人が事業の実施状況や目標の達成状況等について自己評価を行い、文部科学省(第三者の専門的評価機関)に報告書を提出する。その際、報告書はなるべく簡素化する。
 - ③文科省の設置する第三者の専門的評価機関が自己評価報告書に基づいて、各法人と意見交換を行い、必要な改善策を示して、次期年度計画、次期目標の策定に役立てる。
 - ④第三者の専門的評価機関は、実際の事業や運営のモニタリング、期間中の法人との定期的な意見交換を実施する。
- 国立文化施設等の使命や事業の継続性等を踏まえれば、現行独立行政法人制度のように中期目標期間終了時に業務継続の必要性自体を検討する必要はなく、引き続き業務継続すべきである。
- また、国立文化施設等の基本的特性に応じて適切に目標設定や評価を行うことができるよう、ローリング方式の採用も含め、評価の進め方や指標について、より詳細な検討が必要である。
- 国立文化施設等に対する定量的で一律な評価方法は文化的創造性になじまないため、国立

文化施設等の基本的特性を十分に踏まえた事業・サービスの質と文化に関する価値の取扱いの良否に関する定性的な評価をより重視すべきである。

- 評価に際し、評価体制の構築や必要な経費の確保が重要である。また、専門家による事業の実施状況の現地による把握や、専門調査機関による調査を活用することが考えられる。その際、施設の利用者のみならず非利用者に対するアンケートも重要である。なお、研究評価など単年度評価に向かないものは複数年度評価とすることも考えられる。
- なお、目標を受けて各法人において中期の計画案を作成し、文部科学大臣の認可を受ける仕組みは基本的に維持されるべきであるが、状況変化等に迅速かつ適切に対応するため、法人の長と文部科学大臣との協議により、その変更が円滑に行われることが望まれる。
- 国立文化施設等を国の文化政策等に明確に位置付け、国の文化政策等との連携を図る観点から、文部科学省の設置する第三者の専門的評価機関として、文化審議会等を活用することも検討すべきである。なお、その際、国立科学博物館の取扱いについては、対象分野が異なる部分もあることから慎重に検討する必要がある。

ウ 評価結果の取扱い

- 現状は、評価結果が適切に活かされているとは言い難い。PDCAサイクルを確立し、評価を有効に機能させるとともに、事業・サービスの改善のためのインセンティブとなるよう、評価結果を次期目標期間における予算等に適切に反映すべきである。

(3) 法人の予算措置・財源確保

ア 継続的な業務運営を確保するための予算措置の在り方

- 「事業仕分け第2弾」(平成22年4月実施)や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年11月26日行政刷新会議決定)を踏まえ、各法人において自己収入の拡大に一層積極的に取り組む必要がある。しかしながら、国立文化施設等は、その公的性格から設定できる入場料等には自ずと限界があり、収支を度外視してでも必要な事業を行わなければならない。このため、国民共有の財産である美術作品及び文化財等の購入や修理、展示の計画的な更新等をはじめとする法人の自己収入のみでは実施が困難な事業については、国が責任をもって必要な予算措置を行うべきである。
- 前述のとおり、現在、全ての独立行政法人について一律に一般管理費、業務経費、人件費の削減が義務付けられており、これ以上の削減は、国立文化施設等の目的や役割の達成を困難にするものであることから、一律削減の対象から除外すべきである。
- なお、各法人の努力によって得られた新たな財源によって、初めて各目標達成のためのパイロット事業、実験的な取組への投資が可能となるものであり、その意味においても財源確保が重要である。

イ 自己収入増に向けたインセンティブが働く仕組み

- アにおいて述べたとおり、まずは各法人において自己収入の増加に向けた取組を強化すべきであり、経営努力によって収支の改善、国民に対するサービスの向上、長期的な使命の達成

につながる意欲的な取組が機動的に実施できるようにすることが重要である。

- しかしながら、現行の独立行政法人の運営費交付金制度においては、中期目標期間の初年度に前期の自己収入実績を勘案した収支差補助を行うことを基本としているため、自己収入が増えるほど運営費交付金が減額される取扱いとなっている。
- このように法人の努力によって得られた収益が、専ら運営費交付金など国の支出を減らす財源に充てられるのは全独立行政法人共通の問題であるが、特に国立文化施設等においては、国民が直接享受するサービスの改善に向けての財政的なインセンティブが働かないことは大きな問題である。経営改善に向けたインセンティブが適切に働くよう、各法人の努力によって得られた財源は、各法人の目標達成のための事業や運営に再投資できる仕組みを早急に整えるべきである。
- そのほか各法人において、会員制の充実、収蔵品の貸出し、施設の貸出し、レセプション等、様々な手法を凝らして外部資金の一層の獲得に努めるべきである。

(4) 収蔵品等の充実に向けた取組

ア 収蔵品等の充実

- 国立美術館及び国立文化財機構の収蔵品等の収集事業に関しについては、2. (1) に述べたとおり、「事業仕分け第2弾」において、「適切な制度の在り方を検討するとともに、民間からの寄附、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形での拡充を図る」べきであるとの評価結果が示された。しかしながら、その実現は後述のとおり現行制度・運用の下では困難であり、適切な見直しが求められる。
- まずは「国の誇り」にふさわしい収蔵品等の充実が必要であり、日本の強みにもなる。そのため購入費の充実はもちろん、それ以外の手法も活用すべきである。
- 海外流出の恐れのある貴重な美術、自然史等の収蔵品等を継続的に記録・保管するとともに、建築関係資料、サブカルチャー等の収蔵品等も収集・保管することが大切である。
- 遺贈(寄贈)の活用による収蔵品等の充実も重要である。
- なお、計画的に取得できる美術品等については、別途国(文化庁)の予算で直接購入し国家財産として管理したり、法人に出資又は長期貸与することも考えられる。
- また、日本芸術文化振興会が運営する各劇場が購入や寄贈により収集する芸能関係資料についても、その購入、活用、収蔵管理について同様の充実を図るべきである。
- 国立科学博物館においては、展示の計画的な更新とともに、最新の科学研究の成果等を機動的に展示に反映する必要がある。

イ 目的積立金制度の改善、基金の設定等

- 重要な美術作品等が市場に出てくる時期、価格は予測できないため、当該年度の経常的な予算枠を超えても、機に臨んで柔軟に対応し、取得できるような仕組みが必要である。
- 現在、目的積立金については、総務省の取扱いにより、第2期中期目標期間において経営努力認定の基準が厳格化したことから、国立文化施設等において剰余金が生じて承認申請して

もほとんど承認されない運用となっており、独立行政法人制度の趣旨を損なう結果となっている。各法人の努力による増収分をその裁量により年度に縛られない機動的な美術作品等の購入、展示施設の更新等、より法人の活動充実のために活用できなければ、事業仕分け第2弾で求められた「拡充」は不可能であり、目的積立金の承認基準を見直し、各法人で積立てることができるようにすべきである。併せて、日本芸術文化振興会についても、利益から得た目的積立金を公演の充実、芸術文化活動支援の充実等の事業に速やかに使えるようにすべきである。

- 国立の美術館・博物館の顔となりうる美術作品や文化財等を機動的に購入、維持し、また、展示施設等を更新していくには、随時に使用可能な相当額の資金を各法人において確保しておくことが考えられる。当該資金については、現下の金利情勢等に鑑み、一定の条件下で取崩し可能とし、目的積立金若しくは目的積立金となるべき相当額から一定割合の振替え、国からの出資又は民間からの出捐等により財源を確保し、目標期間を超えて保持可能とする仕組みについて検討する必要がある。この資金を基金として位置付けることも考えられる。

(5) 法人のガバナンス、国の関与

- 「独立行政法人」の名にふさわしい独立した運営がなされるべきであり、制度的には各法人の理事長や館長に一定の範囲内での予算や定員に関する裁量権が認められている。しかしながら、現状では国の統制が強く、独立した運営がなされているとは言い難い。このため、各国立文化施設等において、法人の長の強いリーダーシップのもと、役員等の執行部を中心とした組織における意思決定、執行、監督を強化し、資金配分等を工夫するとともに、裁量権をより一層拡大し、自己責任の下、効率的かつ健全な事業展開ができるようにすることが必要である。
- 国立文化施設等については、文化に関する価値を扱うことから、文化芸術振興基本法の理念に照らして、事業運営上の自主性が尊重されなければならない、原則として国の関与は抑制的であるべきと考えられる。しかしながら、文化財保護、国際文化交流・研究交流等の国の文化政策等を直接的に担う機関として、緊急性や分野等に応じて特に必要な場合には一定の条件の下で国の関与が必要となる場合もあると考えられる。その際、法人の長と文部科学大臣がより相互理解を深めることができるようにすることが大切である。
- なお、法人の長の諮問に応じて法人運営に関する重要事項を審議、助言する評議員会は、多くの法人で裁量により設置され、適切に機能しているため、各法人に共通して設置を法律上課す必要はない。

(6) 組織体制、人員配置の在り方

- 国立文化施設等の組織の在り方を検討するに当たっては、まずは各法人の独自性を明確にし、助長していくことが重要であり、これまで累次にわたり行われてきた異なる組織の併合による弊害をこれ以上増やすべきではない。海外の類似施設と比較すると、明治以来、我が国の国立文化施設等の組織体制は極めて不十分であるだけでなく、独立行政法人化後の一律削減など徹底した人員削減、アウトソーシングの実施と相まって、人材育成どころでなく、人材育成等の面から将来的には我が国の文化芸術活動等の弱体化を招くおそれがある。各法人の使命を適切に果たし、継続的かつ安定的に事業を実施するため、これを直ちにやめるとともに、財政基盤を確立することが喫緊の課題である。

- 各法人に経理・総務・人事、専門分野、営業分野など業務形態に応じて必要な理事を適切に配置し、法人の長の意思決定を適切に補佐すべきである。職員についても大幅な拡充を前提としつつ、法人本部機能を充実し、資金調達、広報部門を含む財務・経理・総務機能を充実させ、コンプライアンス、内部統制、内部監査等の機能を強化すべきである。展示企画や舞台のPR、販売等の営業も重要な業務であり、一般職に法人の業務をなるべく広く経験させ、適材適所の人材を強化するなど人事配置でも配慮すべきである。研究者と教育、事務系スタッフの対等な関係づくりも大切である。なお、法人の長又は館長等に生え抜きの職員や専門家をより多く内部登用するなど適任者を選任することは、法人の自立性の強化や士気向上の観点から今後重要になってくる。
- 人員削減の影響により、研究員等の異動に伴って継続的な事業実施に支障が生じる例もある。収蔵品等の拡充に伴い、各専門分野の調査研究における優秀な人材の育成・配置が不可欠であるほか、「調査研究」「収集・保存」「資料管理」「教育・普及」等の分野でも海外の施設と同様に、それぞれの分野の専門家の採用、養成を系統的に行う必要がある。長期の人材育成プランを作り、人材確保の必要性を強く打出すとともに、専門知識が必要な事業部門の人材の拡充を図るべきである。

4. 見直しに当たって留意すべき事項

(1) 収蔵品等の取扱い

- 収蔵品等を充実するに当たり、収蔵庫(保管スペース)の不足、事故発生時の対応の問題について、人的問題とセットで考える必要があり、特に収蔵品等の保存や収蔵庫の整備は、国民的理解を得て行うべきである。
- また、国内の個人や団体が管理するコレクションの散逸や海外流出のおそれがあることから、それらのコレクションを国として保護する体制について検討が必要である。

(2) 寄附税制の充実

- 各法人が計画的に寄附金を集める仕組みを考え、収集体制を強化すべきである。関連して我が国においても寄附文化が広がっていくことが大切である。
- 寄附税制については、個人にとっては年末調整等の手続の煩雑さの問題、企業にとっては景気動向と経費処理の問題、NPO法人にとっては本来事業より寄附金収集が目的となつては本末転倒、といった側面があり、所得控除から税額控除への転換など、より使い勝手の良い仕組みを検討すべきである。

(3) 博物館法の取扱い

- 国立の博物館・美術館は博物館法上の登録博物館ではなく、公私立の博物館・美術館とは異なる位置付けにあることから、国立の博物館・美術館を博物館法に位置付け、国立の役割、公私立との違いを明確にすることを検討すべきである。

(4) 日本芸術文化振興会に関する個別事項

- 文化芸術活動への助成を行う芸術文化振興基金は、今後の「日本版アーツカウンシル(仮

称)」の試行的導入を通じて、審査・評価体制の充実を図る必要があり、将来的には「日本版アーツカウンシル(仮称)」としての役割を担い、我が国の文化芸術活動全般について総合的、一元的に活動内容を評価・選定するような仕組みを検討すべきである。この芸術文化振興基金の充実を図るとともに、文化庁からの補助金、運営費交付金の安定的、継続的な支援を確保すべきである。

- 新国立劇場は、毎年相当数の地方公演を実施し、国民全体のものとなるよう努力しているが、より多くの国民が良質な公演を鑑賞できるよう、必要な支援を得て、地方公演の充実に向け、今後さらに努力すべきである。併せて、海外公演についても一層積極的に行う必要があり、そのために必要な支援を行うべきである。
- 国立劇場の芸能の後継者養成事業は国としても大切な仕事であり、伝統芸能の後継者や技術者等の専門人材の確保が困難になる一律削減は大変問題である。国立劇場おきなわを含む伝統芸能分野の養成事業への期待はますます大きくなっており、内容の充実はもとより、新たな組織を構築する必要がある。また、新国立劇場の研修事業は、公演水準を維持するために重要な役割を果たしている。
- 国立劇場、新国立劇場の公演の企画制作等は、職員自らが当たっており、演出家・舞台監督・照明・音響・舞台美術等の専門分野を含め、職員に有能な人材を確保するとともに、その後継者の育成に力を入れることも重要である。
- なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年11月26日行政刷新会議決定)において「新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る(平成23年度中に実施)」とされたことから、これについて別途検討し、適切に対応する必要がある。

(5)その他

- 一般競争入札等の推進は必要であるが、各業務の性質上、一般競争入札等が困難なものがあるため、競争性のあるものに限定するなど、国立文化施設等における一般競争入札等の範囲を検討すべきである。
- 国立劇場、新国立劇場の舞台は生命に関わり、日々命懸けの舞台を俳優も含め経験している。国立科学博物館も子どもたちをはじめとする入館者の安全確保に神経を使っている。安全上の見地から、展示や公演の企画等とも連携して、各法人の施設改修や貴重な美術作品、舞台装置等の保管庫の整備が喫緊の課題である。

【おわりに】

- 本論点整理は、本検討会において出された主な意見を現時点において取りまとめたものであり、各論点についてさらに検討を深める必要がある。
- 本論点整理が、行政刷新会議において今後進めることとされている「独立行政法人の制度・組織の見直しの検討」に適切に反映されることを期待する。